資料５

**■高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準について**

|  |
| --- |
| 「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」）とは |

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆる「バリアフリー法」）に基づき、  
すべての人に使いやすい建築物の整備にあたり、建築主、設計者に適切な設計情報を提供することや、高齢者や障がい者等の設計配慮に対して具体的な考え方及びその手法を示すことを目的として国土交通省が作成したもの。

|  |
| --- |
| 「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計のありかたに関する検討委員会」について |

○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に向け、全国展開を見据えつつ、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備と共に、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現する必要があるため、ユニバーサルデザイン2020関係府庁等連絡会議において検討が進められている。

○上記の検討を受け、東京のみならず全国の建築物のバリアフリー化を一層進めるため、今年度国土交通省に「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計のありかたに関する検討委員会」が設置され、建築設計標準の改正について調査・検討が行われる。

○この「検討委員会」には大阪府からも参画させていただくこととなっており、参画に当たっては、  
これまで大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの作成時における意見等を十分踏まえ適切に対応する。

○なお、この建築設計標準は、平成19年度に作成され、5年後の平成24年に改訂されたが、今回は平成28年度内を目処に改訂が行われる予定。